

庄内川・木曾川圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、庄内川・木曾川圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、庄内川・木曾川圏域における愛知県及び名古屋市が管理する河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方气象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
- 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(分科会の設置)

第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
- 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、尾張建設事務所河川整備課、一宮建設事務所河川整備課、海部建設事務所河川整備課、知多建設事務所河川港湾整備課が務める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。

本規約は、平成29年 5月24日から実施する。

本規約は、平成29年11月 8日から実施する。

本規約は、平成30年 5月28日から実施する。

本規約は、令和元年 5月30日から実施する。

本規約は、令和3年 1月28日から実施する。
本規約は、令和3年 5月11日から実施する。
本規約は、令和4年 5月16日から実施する。
本規約は、令和5年 5月24日から実施する。
本規約は、令和6年 5月21日から実施する。

別表—1 協議会の対象河川

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名	
(一)庄内川	矢田川	○	(一)庄内川	境川		(二)天白川	大高川*	
	守山川*			半之木川			瀬木川*	
	香流川	○		堀川*			手越川*	
	隅除川*			新堀川*			藤川*	
	天神川			八田川	○		植田川*	
	瀬戸川			生地川			繁盛川	
	新川	◎		地蔵川		岩崎川		
	大山川	○		新地蔵川		(二)山崎川	山崎川*	○
	西行堂川			内津川	○	(二)日光川	日光川	◎
	池田川			大谷川			戸田川*	
	外堀川			長戸川*			宝川	
	薬師川			野添川*			善太川	
	新造川			繁田川			福田川	○
	新境川			新繁田川			蟹江川	○
	合瀬川		水野川		小切戸川			
	中江川		鍼川		目比川			
	新中江川		(一)木曾川	鍋田川			三宅川	
	原川			鍋田川東支川			領内川	○
	鴨田川			郷瀬川		新堀川		
	水場川			新郷瀬川		光堂川		
	五条川	○	(二)大田川	大田川		野府川		
	青木川	○		渡内川		北古川		
	縁葉川			中川		西條小切戸川		
	巾下川		(二)天白川	天白川	◎	(二)筏川	筏川	
矢戸川		扇川*		○				

対象河川数：74河川

凡例 ◎：洪水予報河川、○：水位周知河川

※名古屋市管理河川

別表—2 庄内川・木曾川圏域水防災協議会 会員（1／2）

	構成員
会長	愛知県建設局 局長
副会長	愛知県防災安全局 局長
会員	名古屋市 防災危機管理局 局長
会員	名古屋市 緑政土木局 局長
会員	一宮市 市長
会員	瀬戸市 市長
会員	春日井市 市長
会員	津島市 市長
会員	犬山市 市長
会員	江南市 市長
会員	小牧市 市長
会員	稲沢市 市長
会員	東海市 市長
会員	尾張旭市 市長
会員	岩倉市 市長
会員	日進市 市長
会員	愛西市 市長
会員	清須市 市長
会員	北名古屋市 市長
会員	弥富市 市長
会員	あま市 市長
会員	長久手市 市長
会員	豊山町 町長
会員	大口町 町長
会員	扶桑町 町長
会員	大治町 町長
会員	蟹江町 町長

別表—2 庄内川・木曾川圏域水防災協議会 会員（2／2）

	構成員
会員	飛島村 村長
会員	愛知県尾張水害予防組合 管理者
会員	海部地区水防事務組合 管理者
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 一宮建設事務所 所長
会員	愛知県 海部建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方気象台 台長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 所長

別表—3 庄内川・木曾川圏域水防災協議会幹事（1／2）

		構成員	
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※（担当課長）		
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長		
		(防災担当)	(治水担当)
幹事	名古屋市	防災危機管理局 次長	緑政土木局河川部長
幹事	一宮市	危機管理監	建設部長
幹事	瀬戸市	市長直轄組織 危機管理監	都市整備部長
幹事	春日井市	総務部長	建設部長
幹事	津島市	市長公室長	建設産業部長
幹事	犬山市	市民部長兼防災監	都市整備部長
幹事	江南市	危機管理室長兼水道部長	危機管理室長兼水道部長
幹事	小牧市	市民生活部長	建設部長
幹事	稲沢市	建設部長	建設部長
幹事	東海市	総務部長	都市建設部長
幹事	尾張旭市	総務部長	都市整備部長
幹事	岩倉市	市民協働部長	建設部長
幹事	日進市	生活安全部長	都市整備部長
幹事	愛西市	企画政策部長	産業建設部長
幹事	清須市	危機管理部長	建設部長
幹事	北名古屋市	生活安全部長	建設部長
幹事	弥富市	総務部長	建設部長
幹事	あま市	市長公室長	建設産業部長
幹事	長久手市	くらし文化部長	建設部長
幹事	豊山町	企画調整部長	産業建設部長
幹事	大口町	地域協働部長	建設部長
幹事	扶桑町	生活安全部長	産業建設部長
幹事	大治町	総務部長	建設部長
幹事	蟹江町	総務部長	産業建設部長
幹事	飛島村	総務部長	開発部長

別表—3 庄内川・木曾川圏域水防災協議会幹事（2／2）

	構成機関・役職
幹事	愛知県尾張水害予防組合 事務局長
幹事	海部地区水防事務組合 事務局長
幹事	愛知県 尾張建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 一宮建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 海部建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 知多建設事務所 河川港湾整備課長
幹事	愛知県 尾張県民事務所 防災安全課長
幹事	愛知県 海部県民事務所 県民防災安全課長
幹事	愛知県 知多県民事務所 県民防災安全課長
幹事	名古屋地方气象台 防災管理官
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 流域治水課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 流域治水課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 流域治水課 事業対策官

※幹事長が不在の場合は（ ）の者が幹事会の運営、進行を行う。